
平成23年 第1回定例会

一般質問 高橋博議員

平成23年 2月25日

▶質問

まず初めに、これからの行政と議会について質問をさせていただきます。

松原区長は大連をはじめ国の内外にトップセールスをいたしております。トップだけではなく、ミドルもボトムも全員攻撃で行かなくてはならないと思います。

先日、大阪府の財団法人産業振興機構を視察させていただきました。「ビジネスマッチングは3通りありますが、うちがやっているのは取引あっせんです。」と言い切っておりました。1970年より海外の現地事務所では取引あっせんをしておりますし、シンガポールではアタッシュケース一つで次の日から商売ができますという姿勢でありました。

とにかく自治体は民業を圧迫しない。民間の自助努力を促すことを建前に、税収増や営業する考えはなかったと思います。しかし、これからは税収減や少子高齢化の財源を考えれば大田区も意識改革をしていかなくてはならないと思います。新聞の記事にノーベル賞受賞者の言葉がありましたが、もうかる化学を考えなければ、よいアイデアは出てこないということでありました。大田区が税収増を念頭に、全員攻撃で営業することについて区長のお考えをお聞かせください。

その前提には、区内企業や区民の納めた税金が大田区の財源にストレートに入る都区制度改革がなければならないと思います。大田区が産業支援のために財源を投入しても、住民税の法人分、また固定資産税や都市計画税も、特別区においては東京都の収入になってしまいます。そのことが23区、大田区の財政運営に大きな課題

になっていると考えます。私は、観光政策も国際都市に向けた取り組み、また、まちづくりの推進に大田区が力を入れていることを評価しております。同時に、力を入れることによって法人の売り上げが伸び、また、まちの価値も上がり経済循環も期待できますが、その根本となる税の動きは都に有利に働きます。そして、財政制度や都市計画交付金で再配分されますけれども、これが本当に地方分権なのか、いつも考えさせられておりました。

都区の制度改革について、今まで以上に区長に力を入れていただき、自己責任と自己決定の中で大田区政のかじ取りを行っていただきたいと思います。全員攻撃で営業するためには、特別区の持つ自治体としての大きな課題である都区制度改革に財源と権限の移譲について、今まで以上に力を入れる必要があると思いますが、区長のお考えをお聞かせください。

公明党は議会改革プロジェクトチームを立ち上げ、チーム3000の代表メンバーが地方議会改革の提言をまとめました。それは議会基本条例の制定であり、通年議会であり、議会の見える化であり、出前議会などであります。また、公明党は元祖庶民の党として、大衆福祉と日本の政治の柱を目指して立党させていただきました。

ところで、私は議員が本当にボランティアでよいのかと常々疑問に思っておりました。報酬が低ければ収入の高い人しか議員になれません。私の大学の教授は、「議員が不正をしないためには、十分な報酬は条件である。」と言っておられました。

ところが、名古屋の河村市長は、市議の報酬を800万円と半額にする施策を打ち出し、人気を得ております。自虐的であるとか、ポピュリズムとは言いませんけれども、政治も司法もマスコミ寄り、世論寄りの傾向であります。大田区においても、議長は副区長と同報酬、平議員は課長級の報酬と同じというのは、議会と行政の両輪というバランスを欠くものと考えます。人事院や区の報酬審議会はこれを承知

して、適正としているのか伺います。また、もし適正としているのであれば、その理由をお聞かせください。

また、報酬審議会でありますけれども、年一、二回の区長の諮問時のみではなく、審議内容などの中身を充実していただきたいと思います。なぜなら、まちでは町会役員はボランティア、議員は給料が出る。同じ区の仕事なのに不公平であるとの誤解がひとり歩きしているからであります。町会と区議会の仕事は同じではございません。また、収入を得るためにほかの仕事を持てば、議員の仕事は兼業になります。兼業で議員の仕事ができるのでしょうか、疑問であります。

また、地方議会は4人いればいいんだという地方自治の権威、大森 彌教授は、区民相談を議会活動と見ていないようでございます。しかし、区民相談は政策立案の窓口であります。我が党が推進した乳幼児医療費の助成やエコクーポンをはじめ多くの施策が区民相談、市民相談の現場から生まれてまいりました。教授は、地方議会の仕事は条例提案をする立法であって、区民相談は行政のするものという考えだと想定いたします。しかし、それは現場を知らない机上の空論でございます。

また、処遇についてはそれだけではございません。その一つに、議会事務局がでございます。事務局は秘書機能だけが仕事ではございません。今期2回の講演会を開催したことは評価をし、前進していると考えます。しかし、行政と並ぶ、行政に劣らない機能が必要であり、対等な議論を行うためにも不可欠だと考えます。例えば、法務担当のセクションなどはさらに充実するべきでございます。

次に、情報開示と情報保護について質問をいたします。

情報開示、すなわち知る権利の暴走と過剰な情報保護は問題であります。ウィキリークスに代表される知る権利であります。ペンタゴンや防衛省の国家の安全保障が公にされるのは、国民にとって不利益とならないか疑問であります。また、テロリストやテロ国家も知ることとなり、情報が悪用される懸念がございます。しか

し、フリージャーナリストのU氏は、ウィキリークスの知る権利は世界の常識で、日本の記者クラブのような談合的、世論誘導的報道のあり方の方が特異で、閉鎖的であるとしております。しかし、情報のニュースソースは秘匿であります。その入手手段に違法があれば話は別であります。内部告発については、調査と司法の判断が必要だと思えます。

次に、過剰な情報保護についてであります。最近でも災害弱者のケース、学校運営システムの導入に見られるように、生命の安心・安全や教師の負担減にITという道具を使えないマイナスが出てくるのはいかがなものかと思えます。また、秘匿する必要のない区立施設をローマ字表記するなど、行き過ぎた情報保護が見られます。大田区は、これらについてどのように考え、何を基準として判断するのかお伺いいたします。情報の開示と保護の線引きはどこに置かれておりますでしょうか、お伺いいたします。

私は、個人に関する情報すべてを個人情報という一くくりにするのではなく、区政の本質的な役割である生命と財産を守るために、どの情報をどういう形で活かし、あるいは保護していくのか、もう一度きちんと議論していくことが必要だと考えております。

また、その集中審議の場づくりが求められますが、今のところ、個人情報審議会がそれに当たるのかもしれませんが。審議会の中では偏った意見も見られ、その充実が望まれます。本来は個人情報を保護する立場から開示してもよいかどうかを審議する場であるのに、事業の中身を議論したりしており、趣旨が違ふと思えます。また、案件は各事業課の提出があったもののみであります。この場づくりについて、区長のお考えをお聞かせください。

話は変わりますが、先の尖閣列島のビデオの流出、これは情報漏えいの場面が違いますが、職員の情報漏えいについて考えさせられます。仮に区の内部での不祥事

や行政判断が間違っていて、それが区民サービスや運営に大きな影響が予想されると職員が判断した場合、それを内部告発や表に出したい場合はどうしたらよいのでしょうか。組織の風通しは会社経営に重要であります。また、会社でも大企業では社員が社長に話をする機会はほとんどございません。しかし、中小企業ではそれができ、社員の中にも派閥などはなく、一体となって会社を支えていけると思います。

大田区は大企業でありますけれども、区長には一部の職員の意見だけではなくて、第一線で働く職員の声にも耳を傾け区政を運営していただいていると考えますが、ふだん区長はどのように職員の声を聞いておられるのか。この4年間で、区長は区の組織や職員について、また風通しについてどうお感じになったのか、お聞かせください。

昨年は職員の過失による情報の流出が続きました。情報流出の予防と処分が大事だと思います。予防ではセキュリティーを高くすること、職員の士気を上げることだと思います。それぞれについて、大田区のとってきた対策をお聞かせください。服務監察担当などの対策例をお聞かせください。また、厳正かつ適正な処分についても、再発防止の観点から重要であります。処分例をお示しください。

3点目に、沖縄県特区の活用について質問をさせていただきます。

大田区でも、ものづくり基盤技術産業力強化特区を申請中であります。11月に国よりヒアリングを受けたとしております。その特区の先進地域である沖縄県の実情を調査してまいりました。沖縄県は1972年に特区の指定を受けました。沖縄は東京事務所に4名の職員を派遣、駐在させております。また、大田区のものづくりを、そして羽田空港を羨望のまなざしで見えております。

後ほど述べますが、大田区と沖縄のドッキング、外交が重要かと思えます。沖縄県の特区は、那覇に2.7ヘクタール、うるま市になんと122ヘクタールあり、羽田の空港跡地の倍であります。沖縄の観光客は年間500万人。沖縄が目指すべきは観光都

市を超えた国際都市、国際貿易都市、金融都市であると思います。沖縄もそれを望みつつ、果たせないジレンマを感じてまいりました。しかし、香港、シンガポールに比べ、法人税などの税制優遇は劣っており、海外からの魅力に欠けるのも一因かと思えます。

沖縄は全日空を中心に国際ハブ空港を目指しております。那覇市街までモノレールで17分の利便性も活かしたいとのこと。また、特区の借地料は平米単価1000円と、大田区とかけ離れて比較になりません。そして、沖縄の特色として、国内への航空便数とアメリカへの航空便数が同じ24便とのことで、アメリカにも近いということでもあります。結論として、沖縄県では特区の制度を活かし切れておりません。空港関連のケータリング会社の入居は、特区の目的をたがえる象徴であります。特区でなければならない理由はございません。大田区としては、もっと国内のGDPに寄与する沖縄を活用するべきであると考えますが、お考えをお聞かせください。

大田区発沖縄経由海外の中国、インド、アメリカも考えられると思います。沖縄の失業率は10%とお聞きいたしました。雇用対策にもつながります。国内の沖縄であれば、技術移転の心配もございません。海外に比べ技術力は高く、賃金は国内で一番低いというメリットは高いと考えます。これらを総合すれば、大田区としては大田区発沖縄経由海外はあり得ると思います。大田区の特区と沖縄の特区をリアルタイムに活用することがベストであり、大田区の特区申請にマイナスは全くないと考えます。なぜなら、沖縄の特区は税制緩和であり、大田区は規制緩和を目指しており、総合特区なのであります。

これは私の考えですが、特区を持つ地域同士でお互いの弱点や長所を補い合い、かつお互いの産業を育て、発展させることができないでしょうか。中小・大企業と連携し、お互いの地域産業を発展することによって、海外流出している技術や国内雇用の創出につなげる施策を考えることはできないでしょうか。地域経済、日本経

済の発展にもつながると考えます。区長はこうした考えについてどう思われるか、お聞かせいただきたいと思います。

我が大田区に目を転じてみますと、昨年3月に企業立地促進法に基づく大田区企業立地促進基本計画を東京都と大田区が共同で策定し、国からの同意を得ました。これは23区で初めてであり、評価できるものでございます。この計画は平成21年3月に策定した大田区産業振興基本戦略をベースにしたものであり、区内への企業立地促進等を通じ、区内産業集積の維持発展を目的とするものであると理解しております。また、企業立地促進基本計画を策定する中で、区内産業にとってどのようなメリットがあるのか、また、大田区が産業政策を進めるに当たってのメリットは何なのか、お聞かせください。

さらに、残念ながら法律がまだ未整備の状態でございますけれども、国が新たに実施しようとして検討している特区制度の事前提案に対して、大田区はものづくり特区提案を行いましたが、この特区と先ほどの企業立地促進基本計画との整合性についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

4点目に、教育格差の経済格差への悪循環について質問をさせていただきます。

教育格差の経済格差への悪循環は昔から言われていることでございます。近年はその傾向が顕著になってきていると思います。それは高学歴化、高失業率などの社会経済情勢によるところが大であります。しかし、教育基本法第4条に教育の機会均等とございます。その意味からは奨学金の成績要件は、我が党がかねてより主張しておりますけれども、廃止するべきと考えます。区の奨学金制度では、大学生は経済的要件のほかに成績も判定の要件とされております。成績については要件を緩和するなど、柔軟な運用をするべきと考えますが、実情はどのように行われているのかお聞かせください。

また、当時華やかだったゆとり教育が見直されました。子どもたちにとって、家族の団らんや地域の行事への参加は大事なことであると思いましたがけれども、子どもたちの本当の仕事は学ぶことであり、学ぶ楽しみを発見することなのかもしれません。また、本当はゆとりを望んだのは、大人の側の教師かもしれません。しかし、週5日の現実を拡大するのは民間の力を活用するしかないと思います。他区においても、塾の活用が図られております。大田区においても、民間の活用や助成は考えられませんか、質問いたします。また、公立塾という考えもありますけれども、あわせてご答弁ください。

最近の国の調査においては、マクロでは経済状況が徐々に回復傾向にあるという明るい兆しがあるものの、実感としてはリーマンショック以降、冷え込んだ経済はなかなか回復していないというのが一般的な区民感覚ではないでしょうか。中でも教育費などがかかる子育て世代にとっては、特に厳しい状況が続いていると思います。平成20年に発表したOECDの格差報告では、日本の子どもの貧困率は13.7%、7人に1人が貧困状態にあるという状況でありました。子どもの貧困が、将来的にどのような影響が出てくるのか懸念されるとの新聞報道もございました。また、今年1月に新聞で、「子ども貧困」というタイトルの記事がシリーズで掲載されておりましたが、そこから見えてくるものは日々の食費のために駆け回る親の姿であり、親の精神的な焦りが子どもの学習意欲の減退を招くであり、空腹を満たせないことによる子どもの勉強に対する意欲の低下などといった姿でございます。こういった負の連鎖が続いていくことは、いくら学校や教育委員会が様々な取り組みを行っても、なかなか子どもの学力にはつながってこないような気がいたします。

また、一方で、こうした状況を食いとめようと、教員OBの方や大学生、塾講師などの方々が立ち上がり、無料の寺子屋を行っているところもあると聞いております。私は、こうした地域力を活かした取り組みを区として積極的に支援するとともに

に、教育格差の解消の根本的な問題である、心に余裕が持てる家庭環境への支援を行っていくことが何より重要ではないかと考えております。経済格差が教育格差を生んでいるという私の認識に対して、区長はどのような印象をお持ちかお聞かせください。加えて、学校教育における経済的な支援策として、大田区はどのような具体的メニューがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

今後も大田っ子が健やかに、また元気に育つ環境づくりに対して積極的な取り組みを期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

<回答>

▶ 松原 区長

高橋議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、意識改革や税収増についてのお尋ねでございますが、税金の滞納や遅延している貸付金等の徴収に精力的に取り組むことは、財源確保のためにも重要であると考えております。一方で、徴収率の向上だけではなく、様々な部署で知恵を絞り、例えば大田ブランドを高めることや、地域力を背景に税収増につながる施策を展開していくことも大切だと考えております。また、大田区の税収増はもちろんですが、区民の皆様にとって生活しやすい大田区であるために、職員全員が公務員としての立場を念頭に置きながら、大田区営業マンとしての意識を持って、自分の職務に精いっぱい励んでもらいたいと考えております。

次に、第一線で働く職員の声をどのように聞いているのかというご質問でございますが、日常の業務や職員研修の場はもちろんでございますが、特に平成20年度から実施しております職員提案制度において、区民サービス向上や業務改善に係る職

員の意見を聞いております。その中で、施策に反映することができるものは、積極的に反映させていただいているところでございます。

加えまして、本年度、係長3年目の職員と採用5年目の若手職員、合わせて80名の職員と延べ6回にわたりまして区長と職員の意見交換会を行い、一人ひとりの職員から職務に対する思いや課題について直接話を聞くとともに、意見を交換したところでございます。また、私自身、時間の許す限り各職場に訪問し、例えば新人研修をしたり、保育園に行ったり、子ども家庭支援センターに行ったり、特別出張所や清掃事務所なんかを訪問して、現場の方々の意見を聞いたりもしております。そのように明るい風通しのよい職場が職員を育て、組織を活性化する基本であると考えております。そのために、これからもさらに積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、特区を持つ地域同士での連携についてのご質問でございますが、羽田空港を擁する大田区といたしましては、全国各都市及び海外の主要都市とつながります空港の機能を最大限活用し、都市間の連携を深めてまいりたいと考えております。とりわけ特区を有する各地域は、産業や経済の面で強い個性を持っておりますので、羽田を基点に交流、発信をすることは、相互の発展に役立つと思います。特区をはじめとしまして、様々な都市に連携を呼びかけ、大田区がかつての長崎の出島のごとく経済活動のハブとして、各地域、日本経済の発展に貢献できるよう努力してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

▶津村 経営管理部長

私からは、都区制度改革、議員報酬、情報開示・保護のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、都区制度改革と権限、財源の移譲についてのご質問でございますけれども、都区の事務配分などの検討を行っております都区のあり方検討委員会では、今年度までに444項目の移管検討対象事務につきまして、その方向性の検討を一通り終了したところでございます。来年度から、児童相談所をはじめとする区が担う方向で区と都が一致した事務につきまして、移管の具体化に向けた検討が本格化する予定でございます。

また、国におきましては、地域主権改革に関連いたしまして、基礎自治体への権限移譲などについての法案が通常国会に提出される予定でございます。議員ご指摘のとおり、区が国際都市に向けた取り組みや地域力を活かしたまちづくりを推進するに当たっては、大都市地域の基礎自治体にふさわしい権限と財源を備えることが最も重要であると考えております。区といたしましては、国の動向も注視いたしまして、必要な事務権限の移譲と税財政制度の改革が実現できますよう、これまで以上に積極的に意見を述べてまいりたいと思っております。

次に、議員の報酬についてのご質問でございますけれども、区長、副区長の給料並びに議長以下の議員報酬につきましては、特別職報酬等審議会に諮問をいたしまして、いただきました答申をもとに報酬等の改定を行ってきたものでございます。審議会では人事院や特別区人事委員会による一般職の給与勧告を参考にいたしまして、23区の区長、副区長、また議長、副議長、委員長、副委員長、議員の各報酬等の現況をお示しし、各役職間のバランスを比較考量した上で、総合的な判断をお願いしているところでございます。

次に、情報開示と保護の線引きをどこに置いているのかというご質問でございますけれども、区が保有する公文書は大田区情報公開条例の規定に基づきまして、原則開示としております。ただし、個人や法人等の権利利益を不当に害すると認められる情報や法令等の規定により公表できないものなどを適用除外事項と定めまして、原則開示における例外としているところでございます。

一方、区が保有する個人情報を利用目的の範囲を超えて、区の機関内部で利用する場合であるとか、あるいは保有個人情報を区の機関以外のものに提供する場合などにつきましては、区が個人情報を取り扱う場合の基本原則を明確にする目的で、大田区個人情報保護条例を制定し、個人情報の管理の適正を期しているところでございます。

次に、区が保有する個人情報を区民の生命と財産を守るためにどう活かし、あるいは保護していくのかを集中審議する場づくりに関するご質問でございます。現在条例の規定に基づきまして、区が保有する個人情報を収集目的の範囲を超えて区の機関内部で利用したり、区以外の機関へ外部提供するなどの場合に情報公開・個人情報保護審議会へ諮問し、審議をお願いしているところでございます。また、審議会は個別案件の審議以外に情報公開制度や個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、諮問に応じご審議いただく場でもございます。なお、個別の案件について審議会でご審議いただく前に、関係部署や関係機関の方々を集めた場において検討することも有益であると考えております。

私からは以上でございます。

▶ 森 総務担当部長

私からは、情報の流出予防策等につきましてお答えさせていただきます。

情報の流出予防策といたしましては、汎用端末からのダウンロードの制限や、施設外への情報の無断持ち出し禁止等を行っているところでございます。あわせて事後のことも考慮して、使用記録も残すようにしているところでございます。また、職員のセキュリティー意識を高めるため、定期的に情報セキュリティーのチェックも実施しているところでございます。一方で、職員提案制度等により、職員の積極性の醸成やモラルを高めるよう取り組んでいるところでございます。

しかし、遺憾ながら事故を起こした場合には、その原因等を調査し、今後の改善につなげるとともに、当該職員や部局の管理監督者については、懲戒処分に関する指針等に照らし、その責任の度合いに応じて適正に処分をさせていただいているところでございます。なお、サービス監察担当は、昨年7月に一昨年の不祥事を受けた職員倫理委員会報告の取りまとめ、その具体化としての管理職研修をはじめ特別出張所を対象に直接職場に赴いて予防監察を実施するなど、事故の再発防止に努めているところでございます。

私からは以上でございます。

▶ 伊東 産業経済部長

私からは、産業関係のお答えを申し上げます。

特区に関しまして、沖縄を活用すべきとのことですが、議員ご指摘のとおり、沖縄は経済特区の先行事例であります。そのため、税制優遇措置をはじめとする特区運営の状況と効果を把握し、大田区の特区申請に活かしてまいりたいと存

じます。また、海外とのつながりなど、沖縄の特性を踏まえつつ、連携の可能性についても検討してまいりたいと思います。

次に、企業立地促進計画のメリット、ものづくり特区と企業立地促進計画との整合性についてということですが、大田区では企業立地促進計画について、国の同意を得ており、区内で新たに立地する企業や事業を高度化する企業は、低利融資や課税の特例などの優遇措置を活用できるようになってございます。また、区としても国と連携をとりつつ、羽田空港跡地活用による産業支援拠点や集合工場整備を通じた区内操業環境の向上などに取り組むことで、区の強みでありますものづくり産業の集積を再構築して、区内経済の活性化に寄与することができるものと考えてございます。ものづくり特区提案につきましても、ものづくり集積の活性化、羽田空港国際化を最大限に活かす、国際的ものづくりのハブとしての役割を担うというもので、企業立地促進計画との整合性を図った提案とさせていただきます。

▶大場 福祉部長

私の方からは、奨学金制度の運用の実情についてお答えいたします。

区の奨学金制度でございますが、経済的な理由により修学が困難で、かつ学業に意欲のある学生を支援することによりまして、有用な人材を育成することを目的としております。そのため、大田区奨学金貸付審議会というのがございますけれども、ここでご審議をいただくわけでございますが、大学生につきましては、高校の進学と違いまして、進学率等の違いがございますので、家庭の経済的要件と成績要件を審査して、奨学生とするにふさわしい方を選考しているということでございます。

成績要件につきましては、5段階評価で平均3.5以上という規定でございましたけれども、社会経済状況の変化を踏まえまして、平成21年度にこれを平均3.0以上に見直しております。このようにして、家庭の経済的な要件を重視した選考基準に改めております。また、実際の運用でございますが、予算上の制約は伴いますけれども、成績要件が基準に満たないという場合がございますが、大田区奨学金貸付審議会の委員の方全員が適当と認めましたときには、奨学生として選考するというようにしております。柔軟な運用についてはこうした実情でございます。

私の方からは以上でございます。

▶ 清水 教育長

それでは、私の方から経済格差が教育格差を生んでいるという認識について、どういった印象を持っているかというご質問に対してお答えします。

一般的には、例えば学習塾への通塾や家庭教師等を雇うといった学校外における教育支出や絵本、参考書などの図書購入費などにおきまして、家庭の経済状況によって子どもの学習環境に差が生まれてくるという場合はあると認識しております。

しかし、家庭の経済状況は子どもを取り巻く環境の一つではありますが、すべてではございません。すなわち、議員ご指摘のように、心に余裕の持てる家庭環境がつかれるかどうかということが、子どもの意欲に大きな影響を与えていると思っております。また、教育に対する親の関心の度合い、子どもに対する接し方、生活習慣の形成、学習環境の形成など、子どもの意欲に大変大きな影響を与えていると考えております。学校教育におきましては、家庭の経済条件にかかわらず、すべての子どもが小中9年間を通しまして基礎的な学力をしっかりと習得できるよう、学校、教育委員会は今後とも努力してまいりますのでよろしく申し上げます。

▶金子 教育総務部長

私からは、まず土曜日に民間活用を含め、塾を開催できないかとの質問でございます。平成21年度から年6回以上土曜補習を開催しております。実施に当たりましては、学習指導講師をホームページ等で広く募集しております。ステップ学習や英語検定テキストを活用した指導を行っております。子どもたちの中には、民間の進学塾を利用してございまして、その助成につきましては、中学校3年生に保護者の所得制限はありますが、塾の費用を一部補助する制度がございます。大田区の子どもたちに基礎学力を定着させることは、公立学校の使命であると考えてございまして、公立塾ではなく、学校教育の中で学力向上に取り組むことが重要であると考えております。

次に、大田区が実施している義務教育に対する経済的支援策についてのご質問でございますが、生活保護法に基づく要保護者及び要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると教育委員会が認める方に対しましては、教育扶助及び就学援助費が支給されております。それ以外に、特別支援学校への就学奨励に関する法律などによりまして、特別支援学級に在籍または通級する児童生徒の保護者で、支給基準に該当する方に対しましては、就学奨励費が支給されております。

私からは以上です。